

新たな経済に向けた給付金・定額減税・調整給付

国の総合経済対策における物価高への支援の一環として、給付金の支給や定額減税・調整給付が行われます。

1. 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)

定額減税について

納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

対象となる方には、町から調整給付金支給のお知らせ又は調整給付金支給確認書を8月下旬(予定)に送付します。

▶調整給付金に関する問合せ

企画財政課 総合政策担当 ☎991-1818



調整給付金について



2. 低所得者世帯への給付金

低所得者世帯に対して、1世帯あたり、10万円を給付します。

また、対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人あたり5万円を給付します。

▶対象

- ・住民税非課税世帯
…令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯
- ・住民税均等割のみ世帯
…令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる方と住民税非課税の方で構成された世帯

※基準は、令和6年6月3日時点で、松伏町に住民登録があること

※令和5年度に松伏町物価高騰対応重点支援給付金(下図①、②)を受給した世帯は対象ではありません。

▶書類送付時期

令和6年7月下旬から8月頃

詳細が決まり次第ホームページ等にてお知らせします。

▶低所得者世帯への給付金に関する問合せ

【専用電話】 ☎070-4818-1659・☎070-4818-1660

受付時間9:30~12:00、13:00~15:30(土・日曜日及び祝・休日を除く)

【専用電話受付時間外】 いきいき福祉課 社会福祉担当 ☎991-1874

